

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンのお取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接のお取引先だけでなくサプライチェーンの深い層のお取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・電子商取引（電子契約を含む）を推進し、お取引先の業務効率化を支援します。
- ・当社の「安全衛生基本計画」に基づく安全と健康確保のための知識と情報を提供し、お取引先の安全確保と健康経営を支援します。
- ・お取引先の施工品質向上を支援します。
- ・お取引先のBCP（事業継続計画）策定を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、お取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

「トーエネックグループ調達基本方針」に基づき、相互発展を目指す大切なパートナーであるお取引先とともに、コンプライアンスの徹底、安全確保、環境負荷の軽減等、CSRに配慮した調達活動に取り組みます。

また、当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接のお取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2023年12月18日

(2024年4月1日 代表者変更による更新)

(2024年4月26日更新)

(2024年12月16日更新)

(2025年9月16日更新)

(2026年2月20日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社トーエネック 代表取締役社長 滝本 嗣久